

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款7項6目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	動物愛護センター運営事業	30,380	30,279	29,242	29,141	1,138	1,138	
2	動物愛護普及啓発事業	22,489	21,951	25,538	24,710	△ 3,049	△ 2,759	
3	動物保護管理事業	60,965	51,529	62,490	52,638	△ 1,525	△ 1,109	
4	狂犬病予防事業	69,929	△ 49,543	68,930	△ 48,882	999	△ 661	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	183,763	54,216	186,200	57,607	△ 2,437	△ 3,391	

令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	動物愛護センター	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-7-6 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		6	目	枝番号	
歳出予算科目	一般会計	7	款	7	項	前年度事業名称
事業名称	動物愛護センター運営事業		政策番号		政策指標	実施番号
						実施指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	手数料	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	30,380			41	60		30,279
補助事業 単独事業							0
令和4年度	29,242			41	60		29,141
増△減	1,138	0	0	0	0	0	1,138

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
予算	32,788	32,690	65,478	30,758	30,657	61,415	30,866	30,765	61,631	30,380	30,380	60,760	30,380	30,380	60,760	30,380	30,380	60,760
決算	29,464	29,365	58,829	29,183	29,092	58,275	29,700	29,611	59,311	30,279	30,279	60,558	30,279	30,279	60,558	30,279	30,279	60,558

事業概要	動物愛護センターにおいて動物保護管理業務及び市民協働事業を推進するための管理・運営を行います。							
事業開始年度	昭和44年度							
根拠法令・方針決裁等	動物の愛護及び管理に関する法律（同法施行令、施行規則）、狂犬病予防法（同法施行令、施行規則） 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（同条例施行規則）、横浜市狂犬病予防法施行取扱規則 横浜市動物愛護センター条例（同条例施行規則）							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターの施設利用者及び見学者は、年間5,000人程度（新型コロナウイルス感染症の影響による施設一部閉館以前）の来館があり、動物愛護の普及啓発や、市民の自主的活動を支援する交流の場として活用されています。〔見学・学習、施設利用、小中学校児童への仕事紹介、高校・大学・専門学生への業務紹介、動物取扱事業者の研修 などの利用で約2,800人、その他の普及啓発、譲渡、セミナー等の利用で約2,200人〕 動物収容施設を含む市民交流施設、事務施設など多様な目的の方々が安心して施設利用が出来るよう、設備機器の経年劣化による損傷の計画的な見直し整備を順次進め、安全な施設管理を行います。 							
根拠・データ等	動物愛護センター来場者数 平成30年度：5,628人 令和元年度：4,965人							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
動物愛護センター来場者数	単位	目標	6,100	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000
	人	実績	1,871	2,999				
事業スケジュール	昭和25年：狂犬病予防法の施行 昭和27年：南犬抑留所・磯子犬抑留所としてに業務を開始 昭和44年：中区かもめ町に、犬の収容・保管・返還・譲渡・処分施設として畜犬センターを設置し業務継続 平成23年：畜犬センター老朽化に伴い、動物愛護行政の拠点として、動物愛護センター設立 （川崎市動物愛護センター（平成31年開所）、神奈川県動物愛護センター（令和元年開所））							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	管理運営費		30,380	29,242	1,138
	細事業合計		30,380	29,242	1,138	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営企画
	及川 知子	相澤 隆	篠崎 由佳

令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局 動物愛護センター	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-7-6 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他	6	目	枝番号	
歳出予算科目	一般会計 7 款 7 項	6	目	枝番号	前年度事業名称 動物愛護普及啓発事業
事業名称	動物愛護普及啓発事業	政策番号	35	政策指標	施策番号 5 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	繰入金	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	22,489	28		510			21,951
補助事業	28	28					0
単独事業	22,461			510			21,951
令和4年度	25,538	28		800			24,710
増△減	△ 3,049	0	0	△ 290	0	0	△ 2,759

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
事業費	36,047		36,047	31,602		31,602	28,747		28,747	22,489		22,489	22,489		22,489		22,489	22,489
市債+一般財源	36,047		36,047	31,574		31,574	26,319		26,319	21,951		21,951	21,951		21,951		21,951	21,951
事業費	27,050		27,050	23,410		23,410	18,395		18,395									
市債+一般財源	27,050		27,050	23,410		23,410	18,395		18,395									

事業概要	<p>動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を積極的に行うことで、飼い主不明の犬や猫の減少を目指し、人と動物との共生を推進します。多頭飼育崩壊対策として飼い主を支援し、生活環境の改善を図ります。飼い主のいない猫対策として不妊去勢手術補助金交付事業や、地域猫活動支援事業を実施します。大規模災害に対する平常時からの備えについて市民へ啓発を行います。また、発災時に被災動物の救援活動が円滑に行えるよう関係団体と連携して体制を整えます。</p>								
事業開始年度	昭和49年度								
根拠法令・方針決裁等	動物の愛護及び管理に関する法律（同法施行令、施行規則）、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（同条例施行規則）横浜市動物愛護センター条例（同条例施行規則）								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護及び正しい飼い方の普及啓発 動物愛護フェスタ等のイベントや、各種セミナー・協議会を開催し、動物愛護思想や適正飼育について市民の理解を深めます。また、ペットを適正な頭数で飼養できなくなった飼い主を支援し、生活環境の改善、社会福祉の向上につなげます。 不妊去勢手術補助事業・地域猫活動支援事業 飼い主のいない猫を減少させ、地域の生活環境を改善することで、トラブルの防止と収容頭数の削減につなげます。猫の引取りの多くは生まれたばかりの子猫であるため、不妊去勢手術費用の一部補助と、地域猫活動の取組を支援しています。飼い主不明の猫の収容数は減少傾向にあり、継続した取組が必要でます。 災害時のペット対策 災害発生時に被災動物やその飼養者等に必要な救援及び支援を行い、混乱を防ぐために、平時からの備蓄や飼い主や地域防災拠点への啓発を行っています。市全体で460拠点あり、ペット防災への取組施設は年々増えてきており、引き続き支援を進めます。あわせて発災時に必要なペット用資材が各地域防災拠点に供給できるよう支援を進めていきます。また、風水害時の対策は、元年度の台風を受けて作成された避難場所運営マニュアルを基にした取組みや、ペット受入れ可能な避難場所の確保を進めています。 								
根拠・データ等	動物愛護管理関係業務概要								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
啓発件数 ※2、3年度は 動物愛護フェスタ 中止	単位	目標	95/16,500	95/16,500	95/16,500	95/16,500	95/16,500	95/16,500	95/16,500
	回/人	実績	103/ 246	79/ 346					
飼い主不明猫 の収容頭数	目標	目標	800	750	700	700	700	700	700
	実績	実績	720	543					
ペット防災に 取組んだ地域 防災拠点数	単位	目標	460	460	460	460	460	460	460
	拠点 (%)	実績 (累計)	149(32.4%)	180(39.1%)					
事業スケジュール	<p>昭和63年 不妊去勢手術助成事業開始 平成17年 人と動物との共生推進よこはま協議会設立 平成21年 マイクロチップ装着推進事業開始 平成23年 動物愛護センター開所</p>								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	動物の愛護及び正しい飼い方の普及啓発	2,496	2,835	△ 339
②	猫の不妊去勢手術の推進	17,992	20,542	△ 2,550	補助金の減
③	災害時のペット対策	2,001	2,161	△ 160	印刷製本費の減
細事業合計		22,489	25,538	△ 3,049	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	愛護推進係
	及川 知子	渡邊 卓彌	篠崎 由佳

令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局 動物愛護センター	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-7-6 3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充			
歳出予算科目	一般会計 7 款 7 項 6 目	枝番号		前年度事業名称	動物保護管理事業
事業名称	動物保護管理事業	政策番号		政策指標	
		施策番号		施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	手数料	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	60,965			9,436			51,529
補助事業 単独事業							0
令和4年度	62,490			9,852			52,638
増△減	△ 1,525	0	0	△ 416	0	0	△ 1,109

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	67,915	65,376	62,962	60,965	60,965	60,965
市債+一般財源	60,814	57,989	55,760	53,303	52,889	50,737
決 事業費	55,570	59,735	56,831			
算 市債+一般財源	48,809	54,045	49,685			

事業概要	<p>収容された犬や猫の健康状態についての確認を行い、ワクチンや検査など必要な措置を行うとともに、動物病院から搬送された傷病動物についてもセンターで引き続き処置を行います。収容後は、健康状態や社会への適合性等を確認し、譲渡につなげます。また、動物取扱業（ペットショップ等）の監視指導、特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）の飼養許可及び飼養保管状況の監視指導を行います。</p>							
事業開始年度	昭和25年度							
根拠法令・方針決裁等	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（同法施行令、施行規則）、狂犬病予防法（同法施行令、施行規則） 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（同条例施行規則）、横浜市狂犬病予防法施行取扱規則 横浜市動物愛護センター条例（同条例施行規則）</p>							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 収容動物の健康管理、譲渡の推進 収容動物数は減少傾向にあります。収容後の動物の馴致や健康管理を行うとともに、ホームページやSNSを活用し広く周知に努め、譲渡を推進していきます。 動物取扱業及び特定動物に関する監視指導 令和元年6月に行われた動物愛護法改正は、動物取扱業のさらなる適正化を一つの目的としており、法改正以降段階的に事業者が遵守すべき基準等が厳しくなっています。本市は第一種動物取扱業の登録数が1700あり、政令市中最大となっています。動物取扱業の登録や定期監視により動物の健康及び適正な取り扱いを確保するとともに、研修等の実施により法改正について必要な周知・指導を行います。また、特定動物の保管の許可や監視指導を行い、飼養許可施設に変更がないことや、施設の施設状況について確認することで危害防止につなげます。 							
根拠・データ等	動物愛護管理関係業務概要							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
犬/猫等の譲渡数	単位	目標	90/460	100/500	100/500	100/500	100/500	100/500
	頭	実績	80/471	70/368				
犬/猫等の収容頭数	単位	目標	265/1,165	180/900	180/900	180/850	180/850	180/850
	頭	実績	169/907	148/631				
動物取扱業等監視指導件数	単位	目標	580	880	900	900	900	900
	監視件数	実績	321	529				
事業スケジュール	<p>平成18年 動物取扱業登録制度開始 特定動物飼養許可制度開始 平成23年 動物愛護センター開所 令和2年 動愛法改正</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	① 動物の保護収容、保護管理事業	59,907	61,917	△ 2,010	消耗品費の減
	② 動物取扱業、特定動物飼養の監視指導	1,058	573	485	動物取扱責任者研修オンライン化に伴う増
	細事業合計	60,965	62,490	△ 1,525	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	愛護推進係
	及川 知子	渡邊 卓彌	篠崎 由佳

令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局 動物愛護センター		新規拡充		□ 新規 □ 拡充		事業評価書番号	7-7-6 4	
事業区分	□ 施設等整備費 ■ その他		新規拡充		□ 新規 □ 拡充		前年度事業名称	狂犬病予防事業	
歳出予算科目	一般会計	7 款	7 項	6 目	枝番号		前年度事業名称	狂犬病予防事業	
事業名称	狂犬病予防事業				政策番号		政策指標	施策番号	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	手数料	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	69,929			119,471	1		△ 49,543
補助事業 単独事業							0
令和4年度	68,930			117,811	1		△ 48,882
増△減	999	0	0	1,660	0	0	△ 661

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	予算	事業費	市債+一般財源	予算	事業費	市債+一般財源	予算	事業費	市債+一般財源	予算	事業費	市債+一般財源	予算	事業費	市債+一般財源	予算	事業費	市債+一般財源
事業費	62,721	62,721		62,891	62,891		62,848	62,848		69,929	69,929		69,929	69,929		69,929	69,929	
市債+一般財源	△ 55,090	△ 55,090		△ 54,921	△ 54,921		△ 54,964	△ 54,964		△ 49,543	△ 49,543		△ 49,543	△ 49,543		△ 49,543	△ 49,543	
決算	60,702	60,702		63,866	63,866		62,988	62,988										
市債+一般財源	△ 43,162	△ 43,162		△ 47,838	△ 47,838		△ 45,483	△ 45,483										

事業概要	狂犬病の発生を未然に防ぐため、犬の登録・狂犬病予防注射の接種を推進し、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。																																					
事業開始年度	昭和25年度																																					
根拠法令・方針決裁等	狂犬病予防法（同法施行令、同法施行規則）、横浜市狂犬病予防法施行取扱規則																																					
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における令和3年度の犬の登録頭数は、約17万3千頭、予防注射頭数は約12万5千頭で、登録頭数に対する接種率は72.5%です。全国平均は2年度末時点で70.2%であることから、横浜市の接種率は全国平均よりやや高くなっています。 犬の登録と接種率の向上の勧奨のため、犬の飼い主に狂犬病予防注射接種や手続き方法を個別通知し、法定義務の周知を徹底や、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等での啓発を行い確実な接種につなげています。また、各動物病院での鑑札・注射済票の即時交付ができるように収納事務委託などで、手続きに係る市民の利便性向上につなげています。 																																					
根拠・データ等	<p>動物愛護管理関係業務概要</p> <table border="1"> <tr> <td>横浜市</td> <td>犬の登録頭数</td> <td>狂犬病予防注射接種頭数</td> <td>接種率</td> <td>全国</td> <td>狂犬病予防注射接種率</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>177,016頭</td> <td></td> <td>75.4%</td> <td></td> <td>71.4%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>175,366頭</td> <td></td> <td>74.3%</td> <td></td> <td>71.3%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>173,827頭</td> <td></td> <td>73.6%</td> <td></td> <td>71.3%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>173,551頭</td> <td></td> <td>75.1%</td> <td></td> <td>70.2%</td> </tr> </table>								横浜市	犬の登録頭数	狂犬病予防注射接種頭数	接種率	全国	狂犬病予防注射接種率	平成29年度	177,016頭		75.4%		71.4%	平成30年度	175,366頭		74.3%		71.3%	令和元年度	173,827頭		73.6%		71.3%	令和2年度	173,551頭		75.1%		70.2%
横浜市	犬の登録頭数	狂犬病予防注射接種頭数	接種率	全国	狂犬病予防注射接種率																																	
平成29年度	177,016頭		75.4%		71.4%																																	
平成30年度	175,366頭		74.3%		71.3%																																	
令和元年度	173,827頭		73.6%		71.3%																																	
令和2年度	173,551頭		75.1%		70.2%																																	
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度																														
狂犬病予防接種率	単位	目標	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0																														
	%	実績	75.1	72.5																																		
事業スケジュール	昭和25年 狂犬病予防法施行 平成6年 狂犬病予防法改正 生涯登録となる 平成27年 収納事務委託事業開始																																					

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	狂犬病予防事業		69,929	68,930	999
	細事業合計		69,929	68,930	999	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	及川 知子	係長	相澤 隆	運営企画	篠崎 由佳	係